

東伊豆町社会福祉協議会生活福祉資金調査委員会規程

(目的)

第1条 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活福祉資金運営要領に基づき、東伊豆町社会福祉協議会生活福祉資金調査委員会（以下「委員会」という。）の組織等について定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 委員会は、借入申込のあった資金の内、次の資金について審議し、会長に具申するものとする。

(1) 更正資金（生業費）

(2) 身体障害者更正資金（生業費と支度費）

(3) 住宅資金

(4) その他会長が審議が必要と認めた資金

(委員の構成)

第3条 委員会は委員10名以内をもって組織し、委員の互選による委員長1名、副委員長1名を置く。

(委員の委嘱)

第4条 委員は町担当課職員、民児協正副総務、心配ごと相談員、社会福祉協議会役職員、身体障害者福社会代表者のうちから会長が委嘱する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は会務を統括する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き審議することができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 8 条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。